工事名称　（福）茂原高師保育園 施設整備工事

特記仕様書

Ⅰ．工事概要

１．工事場所　　茂原市高師664番地1

２．修繕建物概要

建 物 名 称	構　造	階　数	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）	備　考
保育園	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	３階	1127.17	2584.08	

３．工事種目　（⊙ 印の付いた種目）
・ 大規模改修　　・ 構造改修　　⊙ その他（　大規模修繕　　）

４．工事内容　（⊙ 印の付いた種目）
１） 大規模修繕
外　部
⊙ 屋上厨房給排気ファン及びダクト更新

内　部
⊙ 照明器具LED化
⊙ 小便器センサー交換

２）構造改修
・ 構造壁設置（鉄骨ブレース壁＿＿＿箇所、RC壁＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
・ 柱設置（RC柱＿＿＿箇所、S柱＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
・ 柱補強（鉄板巻き＿＿＿箇所、RC増打＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
・ その他（RC袖壁＿＿＿箇所、RC床＿＿＿箇所、基礎補強＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

３）その他
・
・

Ⅱ．　大規模修繕仕様
１．共通仕様
１）図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、◯を付けたものを適用する。
・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）（以下、「標準仕様書」という。）
・ 建築工事標準詳細図（平成31年版）（以下、「標準詳細図」という。）

② 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（　／　）図、機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図による。

２．特記仕様
１）項目は、番号に◯印の付いたものを適用する。
２）特記事項は、◯印の付いたものを適用する。
◯印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する
◯印と ⊗ 印の付いた場合は共に適用する。
３）特記事項に記載の［　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
また、（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
４）Ⓖ印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という)の特定調達品目を示す。Ⓖ印は、グリーン購入法の適用品を使用すること。
５）構造改修については、別記構造特記仕様による。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	① 適用基準等	・ 建築工事標準詳細図（平成28年版）（国土交通省） ・ 千葉県福祉のまちづくり条例　　施設整備マニュアル ⊙ 営繕工事写真撮影要領（平成31年版）（国土交通省） ⊙ 建築工事安全施工技術指針・同解説　（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ⊙ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（国土交通省住宅局建築指導課監修） ・ 建築物解体工事共通仕様書（平成24年版）（国土交通省） ・ 施設整備・管理のための天然ガス対策ガイドブック（平成19年3月） ・
	2 工事実績情報の登録	(1.1.4) ※ 最終請負代金（消費税込）が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム（CORINS）に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録すると共に、登録内容確認書の写しを提出する。 (1)　工事受注時　　契約締結後10日以内 (2)　登録内容の変更時　　契約事項の確定日から10日以内 (3)　工事完成時　　工事完成後10日以内
	③ 発生材の処理等	[1.3.8] ※ 発生材の処理等は、別記－１「建設副産物の処理」による。
	4 適用区分	[1.2.2] ・ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 風速（Vo＝　　m/s） 地表面粗度区分（・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ） ・ 積雪荷重 Ｈ１２建設省告示第１４５５号における区域　別表（　　）

6　電気保安技術者　　[1.3.3]
※ 適用する（ ・ 自家用電気工作物 ・ 一般電気工作物 ） ・ 適用しない
ただし、自家用電気工作物の場合は1.3.3(a)～(c)の他、、次によるものとする。
工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第３条に定める工事管理者（　　）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。

6　工事電力設備の保安技術者
・ 工事用電力設備の保安責任者は、使用区域を変更しようとする場合は、千葉県自家用電気工作物保安規程第２６条第３項の規定により、保安監督者（総務部管財課長）に「自家用電気工作物使用区域変更届出書」を提出すること。
・

⑦ 条件明示項目　　[1.3.5]
施工可能期間
⊙契約日の翌日～令和3年　　月　　日（期間中も行事等により、短期の施工不能日あり
・　月　日～　　月　日

資材及び駐車場所
⊙ 敷地内　　・ 敷地外（　　⊙ 無償　　・ 有償）

部分使用
・ 有り　　⊙ 無し
月　　日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。
部分使用箇所　（　　）

⑧ 環境への配慮　　[1.4.1]
（１）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
（２）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第３種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
② 建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③ 建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④ 建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
（３）国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。

⑨ 材料の品質等　　[1.4.2]
（１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
（２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
（３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
（４）本工事に使用する材料のうち、（５）に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。
ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③ 安定的な供給が可能であること。
④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
（５）製造業者等に関する資料の提出を求める材料
無収縮グラウト材、乾式保護材、既製調合モルタル、既製調合目地材、錠前類、クローザ類、自動扉機構、自閉式上吊り引戸機構、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、移動間仕切、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、エポキシ樹脂、ポリマーセメントモルタル
（６）製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁平成18年2月15日）に準拠した証明書を監督職員に提出する。
（７）環境配慮物品調達方針に基づき、環境に配慮した物品を優先的に購入するように配慮する。

※　本工事において使用する材料が県内において生産されるものについては、優先して使用するよう配慮する。

10　材料の試験　　[1.4.5]
※ コンクリートの圧縮試験及び鉄筋の引張り試験については、（公財）千葉県建設技術センター等の試験機関で実施すること。

11　特別な材料の工法
※ 改修標準仕様書及び、標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、当該製品の指定する工法とする

12　技能士　　[1.6.2]

適用工事種別	技能検定の職種
防水改修工事	・ ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　・ ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・ ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　・ 合成ゴム系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ 塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　・ ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　・ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・ ＦＲＰ防水工事作業　・ 左官作業　・ 内外装板金作業
外壁改修工事	・ 左官作業　・ タイル張り作業　・ 建築塗装作業
建具改修工事	・ ビル用サッシ工事作業　・ ガラス工事作業
内装改修工事	・ 自動ドア施工作業 ・ ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業　・ ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ作業 ・ ボード仕上げ工事作業　・ 鋼製下地工事作業 ・ 塗装作業　・ 大工工事作業　・ タイル張り作業
塗装改修工事	・ 建築塗装作業
耐震改修工事	・ 鉄筋組立作業　・ 型枠工事作業　・ とび作業
ブロック工事	・ コンクリートブロック工事作業
ＡＬＣ工事	・ ＡＬＣパネル工事作業
石工事	・ 石張り作業
植栽工事	・ 造園工事作業

13　ワンデーレスポンス
※ 本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち（２４時間以内）」に回答するよう対応することである。
ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
１）受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。
２）受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明すると共に速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

14　室内空気中の化学物質の濃度測定　　[1.6.9]
※ 施工完了時及び部分使用引渡しに先立ち、室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、監督職員に報告すること。
測定対象物質は、次による。
・ 学校施設　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン
・ 庁舎、住宅等　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン
着工前の測定　・ 行う　・ 行わない
測定対象室　・ 図示　・
測定箇所数　・ 図示　・
測定はパッシブ型採取機器により行う。
その他、濃度測定方法等については、監督職員の指示による。

15　中間検査　　[1.7.2]
・ 中間検査を実施する　（回数：　回）
実施時期：　工事完了時
中間検査の範囲　（　　）

・ 本工事が低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「調査対象工事」という）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。
(1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として２ヶ月に１回、隔月ごと、及び主要工種を考慮して施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。
(2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。

16　完成図等　　[1.8.1～3]［表1.8.1］
※　工事写真　　※１部　　・　　部
・　完成写真（撮影業者　※　監督職員の承諾する撮影業者　　・　　）

分　類	規　格	撮影箇所	部　数
・ カラー	・ キャビネ版	・ 内部　箇所 ・ 外部　箇所	・ ２　部 ・　部

・ 完成図等　・ 白焼き複写図をＡ４に折りたたみ製本　・１部
・ 見開き製本　Ａ２版１部、Ａ４版３部
（ ※ 電子納品ＣＤを袋に入れ綴じ込む）
・
⊙ 保全に関する資料　※ １部　・　部

17　電子納品
（１）本工事は、電子納品の対象工事である。
電子納品とは、調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。
（２）ここでいう電子データとは、「営繕工事電子納品要領」（平成24年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部」」（以下、「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものをいう。
（３）「要領」に基づき提出する電子媒体の原本性を証明するため、監督職員と相互に内容を確認し、ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒのラベルに直接署名または捺印した上で提出すること。
（４）本工事では、設計図ＣＡＤデータを貸与（・ する　・ しない）。
設計ＣＡＤデータを貸与する場合の著作者は（　　）であり、貸与するＣＡＤデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。
（５）「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体に記録して３部作成する。
「要領」に記載のない資料及び「紙」により提出する資料の扱い、または電子データにより提出する資料のデータ形式等については、事前に監督職員と十分協議のうえで決定すること。なお、提出先は以下のとおりとする。
・ １部は（公財）千葉県建設技術センターに提出し、１部は完成図書に綴じ込み、残りの１部は監督職員に提出する。
・ １部は完成図書に綴じ込み、残りの２部は監督職員に提出する。
（６）電子成果品の提出の際には、「電子成果品作成支援・検査システム」等によりチェックを行い、エラーのないことを確認し、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
（７）「要領」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議のうえで決定すること。
千葉県の電子納品運用ガイドラインは千葉県のホームページから参照できます。
〇千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（平成25年10月）
電子納品関連資料は国土交通省のホームページ内にて参照できます。
〇営繕工事電子納品要領（平成24年版）
〇建築工事設計図書作成基準（平成21年版）
〇建築設備工事設計図書作成基準（平成21年版）

⑱ 施工図等の取扱い　※ 施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

19　埋設配管・配線及び鉄筋調査
あと施工アンカー工事
６章９及び８章１６による。

コア抜き、はつり工事等
※ 既存資料調査
・ 探査機（電磁波レーダー法又は電磁波誘導法）による探査
配管・配線等の位置の墨出しを行う。
範囲　　※図示
・ 放射線透過試験
労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。
(1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。
(2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射機より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。
(3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。
(4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。
(5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。
撮影枚数　　枚
フィルムサイズ
コンクリート厚さ　　cm

⑳ 設備工事との取り合い　※ 設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
施工範囲は別記－２（工事区分表）による。

21　設計ＧＬ　※ 図示　・ 設計ＧＬ＝現状ＧＬ

㉒ 安全対策　※ 修繕中の園児・職員・近隣住民への安全確保に十分注意すること。

※ 工事車両の搬出時間帯、施工ﾔｰﾄについては、施設管理者と十分に協議・調整し決定すること。

23　保険等　※ 本工事の完成引渡しまで工事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に付すること。
※ 「建設業退職金共済制度」に基づき「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を工事契約締結後、１か月以内に提出すること。

㉔ 過積載による違法運行の防止　※ 工事の施工にあたっては、次の事項を厳守すること。
１　積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。
２　さし枠装着車、不表示車等土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。
３　過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受けること、過積載を助長するすることのないようにすること。
４　取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状況を解消すること。

25　施設点検　※ 本工事完了（「工事目的物の引渡」）を行った日 ）後、1年目に施設点検（不具合の有無を確認し、その処理について協議）を行うので、発注者から依頼があり次第、施設点検に立ち会い協力するものとする。

㉖ 環境対策　※ 受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と円滑な工事施工を図ること。
※ 受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書“環境対策”内に、独立した項目として「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。
「実施計画書」には次の内容を記載すること。
・ 大気汚染対策　・ 騒音、振動対策　・ 水質汚濁対策
・ 地盤沈下対策　・ 防塵対策　・ 一般廃棄物対策　・ 交通障害対策
・ その他（　　）
※ 建設機械は、排ガス対策車及び低騒音型を使用すること。
※ 特定粉じん排出等作業（法定外建築物・作業を含む）は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施工する。
※ 本工事で使用する軽油については、ＪＩＳ規格軽油を使用すること。
※ 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。

㉗ 工事現場管理　※ 受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。
１　不法・違反無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。

28　創意工夫等　受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

29　公共事業労務費調査　※ 本工事の施工にあたっては、適正な賃金台帳を作成し、その台帳に基づく調査票等の作成及び事業所の訪問調査・指導に協力すること。
また、本工事の一部について下請契約を締結する場合も下請業者は同様の義務を負う旨、下請契約に定めること。
（労務費調査関係：請負代金額1,000万円以上で、国から選定された工事）

30　県内生産品　※ 受注者は「県内生産品使用状況調査票」を作成し工事完了時に監督職員に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。
メール送付先：kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp
なお、監督職員への提出にあたっては、この特記仕様書の完成図等に含むものとし、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」【営繕工事編】に基づき、その他フォルダに保存し、電子成果として提出することとする。

社会福祉法人 茂原高師保育園		図番号
工事名	（福）茂原高師保育園 施設整備工事	02
図　名	大規模修繕特記仕様書（１）	